

平成 22 年度決算検査報告における指摘事案について

1. 事案の概要

沖縄総合事務局における平成 22 年度の一部の情報システム関係業務に係る請負契約の予定価格の算定について、人件費、保守費等に係る管理費の積算が過大であるとの指摘を受けた。

具体的には、請負契約の予定価格の算定にあたっては、市販の「積算資料」に掲載されている技術者の料金単価を用い、技術者の人件費の合計額に率を乗じて管理費を算出していたが、「積算資料」の技術者の料金単価には一般管理費が含まれていたため、別途計上した額が過大となっていた。

2. 予定価格算定の経緯

前年度までは、複数の業者から参考見積を徴取し、当該見積を参考に予定価格を算定していたが、更なる予算の効率化の観点から、平成 22 年度においては、官公庁等で一般的に活用されている「積算資料」を活用して算出し、従来の算定方法と比較検討した上で、安価な新たな算定方法を採用したものである。

しかしながら、予定価格算定の際に用いた料金単価に係る費目構成及び業務内容について、審査や確認が十分でなかったことから、結果として予定価格が過大となっていたものである。

3. 今後の対応

今後は、単価、積算方法等について複数職員での確認及び審査の体制を強化していくこととし、引き続き予算の効率的な執行という意識を持ちながら、適正な予定価格を算定していくこととする。

平成 22 年度 決算検査報告 (抄)

第 2 内 閣 府

(内閣府本府)

不 当 事 項

役 務

- (1) 情報システム関係業務に係る請負契約において、計上の必要がない人件費に係る管理費等を計上していたため、予定価格が過大となり契約額が割高となっていたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織) 沖縄総合事務局 (項) 沖縄総合事務局
部 局 等	内閣府沖縄総合事務局
契 約 名	平成 22 年度沖縄総合事務局総務部 LAN システム保守管理及び運用支援業務等 3 契約
契 約 の 概 要	沖縄総合事務局総務部職員に電子メール等のサービスを提供する総務部 LAN システムを維持するために運用支援業務を行うものなど
契約の相手方	株式会社オーシーシー、T&C 株式会社
契 約	平成 22 年 4 月 一般競争契約
契 約 額	74,355,750 円 (平成 22 年度)
割高となっていた契約額	1180 万円 (平成 22 年度)

1. 情報システム関係業務に係る請負契約の概要等

(1) 請負契約の概要

内閣府沖縄総合事務局(以下「事務局」という。)は、平成 22 年度に、総務部 LAN システム等に係る運用支援業務及び保守管理業務を、一般競争契約により株式会社オーシーシー及び T&C 株式会社に、契約件数計 3 件、契約額計 74,355,750 円で請け負わせて実施している。

そして、仕様書によると、運用支援業務は、情報システムの稼働状況の確認、把握等を行うものであり、保守管理業務は、情報システムを構成する機器等に障害が発生した場合等に障害内容の特定や対処等を行うものであるとされている。また、障害が発生した場合等には、請負業者は専門業者と連絡調整等を行うこととされている。

(2) 予定価格の積算方法

事務局は、本件 3 契約の予定価格の積算に当たり、請負業者が実施する運用支援業務及び保守管理業務に係る人件費と、ハードウェア及びソフトウェアの修理、復旧等の業務を専門業者に外注して行わせるための外注費をそれぞれ算定し、これらの合計額に管理費を加算するなどしていた。

このうち、人件費については、市販の積算参考資料(以下「積算資料」という。)に掲載されている情報システムに係る運用業務等の技術者(以下「システム運用業務等技術者」という。)の料金単価に仕様書に定める契約期間内の業務日数を乗ずるなどして算定していた。そして、積算資料によれば、システム運用業務等技術者の業務内容は、情報システムの監

視、稼働状況の報告、障害の確認と連絡等となっている。

また、外注費については、前年度に本件業務を実施していた請負業者から徴した参考見積書の価格等を用いて算定していた。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、事務局において、経済性等の観点から、予定価格の積算が適切に行われているかなどに着眼して、前記の3契約を対象として、契約書、仕様書、予定価格調書等の書類により会計実地検査を行った。

(2) 検査の結果

検査したところ、次のとおり、適切とは認められない事態が見受けられた。

ア 人件費に係る管理費について

事務局は、本件3契約の予定価格の積算に当たり、人件費に係る管理費として、積算資料のシステム運用業務等技術者の料金単価に基づき算出した人件費の合計額に、建築保全業務積算基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修。以下「積算基準」という。)の一般管理費等率を参考に、20% を乗じて算定していた。

しかし、上記の料金単価には、人件費に係る管理費に相当する諸経費が含まれており、予定価格の積算に当たり、人件費とは別に人件費に係る管理費を計上する必要はなかった。

イ 障害発生時等に係る業務の費用について

事務局は、本件3契約のうち2契約の予定価格の積算に当たり、仕様書で請負業者に対して求めている障害発生時等に係る業務の費用について、外注費に係る管理費として、外注費の合計額に、積算基準の一般管理費等率を参考に、20% を乗じて算定していた(以下、外注費に係る管理費として計上していたこの費用を「障害対応費」という。)

しかし、前記のとおり、積算資料のシステム運用業務等技術者の業務内容には、障害の確認と連絡に係る業務が含まれていることから、仕様書で請負業者に対して求めている障害発生時等に係る業務の費用は、人件費の算定に用いた積算資料のシステム運用業務等技術者の料金単価に含まれているものであった。このため、予定価格の積算に当たり、人件費とは別に障害対応費を計上する必要はなかった。

したがって、人件費に係る管理費、障害対応費を除くなどして予定価格を修正計算すると計62,487,108円となり、本件契約額計74,355,750円は、これに比べて約1180万円割高となっていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事務局において、積算資料のシステム運用業務等技術者の料金単価の内容の確認及び当該料金単価を基に積算した予定価格の審査が十分でなかったことなどによると認められる。